

質 問 回 答 書 5

提出日：平成28年 7月14日

発 注 機 関 名	長野県建設技術センター	公 告 日	平成28年 7月11日
業 務 名 業 務 力 所 名	平成28年度 橋梁定期点検業務 須坂市、高山村		
質 問 内 容	「業務計画書作成」、「報告書作成」につきまして、各市町村の数量の総計が1となるように分配しておられますが、この時の単価は、発注数量である全橋梁数によって求められるべきだと考えますが、本設計書では各市町村の橋梁数によって求められた単価に対して、市町村ごとの割合をかけて積算することとなっております。単価の算定について変更していただくことは可能でしょうか。 また、「業務計画書作成」、「報告書作成」は本発注案件として、1業務、1式ということですので、業務計画書、報告書は全橋梁について作成したものを、発注者である長野県建設技術センター様へ提出し、各市町村へは発注者様の責において市町村ごとの計画書、報告書をお渡し頂けると考えてよろしいでしょうか。 本業務においては交通誘導警備員Aを配置しなければならない公安委員会が定める路線は含まれていないようですが、交通誘導警備員Aが計上されております。業務を行うに当たって、交通誘導警備員Aが不要な路線でも交通誘導警備員Aを配置しなければならないのでしょうか。		

回 答	○業務計画書・報告書作成の単価算定について 数量算出方法及び歩掛の適用については変更しません。 なお、関係機関協議の結果や近接目視の方法等における条件変更に基づいた計画及び検討・考察等が必要になる場合については、変更協議します。 ○業務計画書・報告書の提出について 特記仕様書第6の1（6）及び（7）に示しますように、「点検業務の成果として、作成した資料や点検調書等のとりまとめを市町村ごとに行う。同様に、点検調書等は橋梁修繕管理システムに市町村ごとに入力することによりデータ作成を行うものとする。」、「業務着手時（業務計画書の説明等）及び成果品納入時には市町村ごとで行う。」こととなります。 ○交通誘導員Aについて 特記仕様書第5の2に示しますように、「橋梁点検車の使用時等、第三者の交通等に支障を与える恐れのある場合は、適切に安全管理施設を設置するとともに、原則として交通誘導員を3人配置（1人は交通誘導員A）するものとする。」としています、協議の対象とします。
-----	--